1 使用料・手数料の設定における基本的な考え方

さまざまな行政サービスのうち、使用料・手数料として利用者(受益者)から徴収するものは、 そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内 で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料の設定については、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、 行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。

一方においてサービス提供を行う行政においても、効率的な施設運営並びに事務推進による利用者負担の軽減を図り、利用者の理解が得られる料金設定への努力を行う必要があります。

このことから、使用料・手数料については、受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、 継続的な運営改善努力と適正な受益者負担の原則に則り料金設定と定期的な見直しを行う必要が あります。

受益者負担の適正化は、厳しい財政状況の下、歳入を確保するという側面が強調されがちですが、決して歳入の確保だけが見直しの目的ではありません。

施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用などで利益を受ける人がいれば、その利益に見合うだけの負担をお願いすることが、住民間の不公平感をなくし、ひいてはその歳入を使って住民サービスの向上を図ることも可能となります。

財政危機を料金改定の第一義的な目的にすれば、歳入を確保することだけが目的になってしまい、仮に財政的に余裕ができれば、逆に値下げをするのかといった議論にもなりかねません。

つまり使用料や手数料の見直しは、こうした財政状況に振り回されるのではなく、住民間の公平の確保と住民サービスのトータルとしての向上を主な目的としなければなりません。

もちろん、使用料・手数料は住民生活の全般に渡り、深く関わっているものが多く、常に住民の皆さんの理解と協力が得られるよう、定期的な見直しを行っていくなかで、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、コスト削減の努力を続けながら、より一層の適正化を図っていく必要があります。

2 使用料・手数料の設定に関する基本方針

使用料及び手数料の設定は、次の事項を基本として行います。

料金設定にあたり、原価算定方式によるコスト算定を行う

行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする

住民負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じる

減免対象範囲の標準化・適正化を行う

定期的な料金見直しを実施する

ただし、矢吹町独自での料金設定が困難なもの及び地方公営企業法の適用対象となる事業に 係る使用料等を除く。

- ・ 上位法の規定又は国県等が示す基準等により,料金又は算定方法が定められているもの
- ・ 県内統一料金設定などの申し合わせがされているもの
- ・ 水道料金及び下水道料金
- 3 使用料・手数料の「原価計算」について

(1) 費用算定対象項目

原価計算に算入する費用算定対象項目は、当面、直接費で現金収支を伴う人件費・物件費とし、それぞれの費用については、次のとおりとします。

人件費

- ・地方交付税の積算資料となる職員の給与統一単価を用いる。 物件費
- ・賃金(嘱託職員を含む臨時職員等に係るもの。上記人件費に計上されるものを除く。)需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、火災保険料)、委託料(施設の管理委託料等)、使用料及び賃借料(パソコン等のリース料等)、その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の維持管理や運営に係る経費(報償費等)。ただし、臨時的な経費を除く。

当該施設に係る土地代、建物などの減価償却費を使用料の算定根拠に含めることは施設の管理にかかるフルコストという意味では必要ですが、各施設は町の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、これらは、全ての住民に利用の機会を提供するための費用であると考えられます。したがって、施設の利用者に求める使用料のコスト計算には、原則として土地代や建物の原価償却費は含まず、経常的な維持管理経費や管理にかかる人件費をもとにした原価計算により使用料の改定を行うことで、受益者負担の適正化を図ることとします。

(2) 費用算定方法

施設使用料

施設使用料の費用算定方法については、費用算定対象項目を合算し、これを総面積・年間 使用可能時間で割り、1 m²・1 時間あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応 じた原価を算出します。

使用料原価 = (人件費 + 物件費) ÷ 総面積 ÷ 年間使用可能時間 × 貸出面積 × 貸出時間

事務手数料

事務手数料の費用算定方法については、1分当たりの人件費に処理時間を掛けたものと、 物件費を年間処理件数で除したものを加え、1件当たりの費用を算出します。

事務手数料原価 = 1分当たりの人件費×処理時間 + 物件費÷年間処理件数

その他

上記の方法により費用算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により原 価計算を行います。

4 受益者負担の割合について

町が提供する公共サービスは、道路、公園等の住民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、プールやテニスコートの運営等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難です。そこで、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費(税金)負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

(1) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供 されているものであるかどうかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分 し、分類します。

サービスが必需的なものか、選択的なものか

必需的サービス…日常生活を送る上で、ほとんどの住民が必要とするサービス
選択的サービス…生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供する
サービス

サービスに市場代替性があるか否か

市場的サービス…民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービス 非市場的サービス…市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

その結果、サービスは以下のように分類されます。

第1分類…必需的で非市場的なサービス

例:道路、義務教育施設、図書館など

第2分類…選択的で非市場的なサービス

例:体育館、運動場、集会・地域活動施設、障がい者福祉、高齢者福祉、 各種検診事業、保育所等児童福祉施設等

第3分類…選択的で市場的なサービス

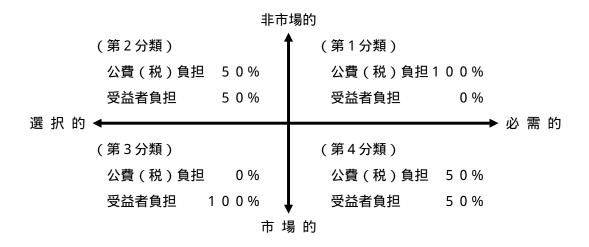
例:テニスコート、プール、駐車場、文化施設

第4分類…必需的で市場的なサービス

例:住宅関連施設

(2) 公費(税金)負担と受益者負担の割合

公費(税金)負担と受益者負担の割合については、複雑化を避け、簡易な制度とするため、 負担の割合を次のとおり設定し、これにより難い場合は適宜負担率を調整します。



第1分類 - 必需的・非市場的サービス(公費(税金)負担100% 受益者負担0%) 自ら行政が提供するサービス。基本的にコストは公費(税金)で負担する。

第2分類-選択的・非市場的サービス(公費(税金)負担50% 受益者負担50%)

必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス。コストは公費(税金)と受益者が負担する。

第3分類-選択的・市場的サービス(公費(税金)負担0% 受益者負担100%)

必要性が異なり、民間にもあるサービス。基本的にコストは受益者が負担する。

第4分類-必需的・市場的サービス(公費(税金)負担50% 受益者負担50%)

主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス。コストは公費(税金)と受益者が負担 する。 現に使用料・手数料等を徴しないサービスであっても受益者負担に馴染むサービスについては、 受益者負担の適正化に努めることとします。

(3) 目的外利用等の取扱

第1、第2、第4に分類した施設であっても、目的外の利用については、「第3分類」に位置づけ、受益者負担100%の取扱をします。

また、町外の団体・個人が使用する場合、入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。

(4) 事務手数料の受益者負担の考え方について

証明書発行等に係る事務手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用については受益者の100%負担を原則とします。

5 費用算定結果と料金決定

原価計算により算出された数値が理論上の適正対価ですが、料金を最終的に決定するためには、 受益者負担のあり方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて 利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとします。

なお、住民生活への影響を考慮し、改定額の上限は、特別な場合を除き、現行額の概ね1.5 倍とします。

使用料·事務手数料 = 使用料·事務手数料原価×受益者負担の割合

6 減免制度について

(1) 使用料減免の原則

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲は、本来の目的・必要性に即し、できるだけ限定します。 また、減額は、受益者負担分と公費(税金) 負担分を等分とすることが限度であると考え、最高5割とし、できる限り低率とします。

なお、基準をそのまま適用することに無理がある場合は、施設ごとの事情を勘案しながら、 基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることができるものとします。

(ア) 団体使用に係る基準

免除の基準

- ア 町(行政委員会、町が設置する附属機関等を含む)が主催または共催するとき
- イ 当該施設の管理運営団体が公共目的で利用するとき
- ウ 町内の公共的団体が町の協力要請を受けた活動により、施設を利用するとき

減額の基準

- ア 町 (行政委員会を含む)が減額という形をもって後援、協賛するとき
- イ 町内の公共的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で利用するとき

町が行政的な見地から関与し、その運営を支援・助成する団体のほか、行政区、老人クラブ、PTA等、公益的な活動を行う団体に限定して「公共的団体」と位置づけます。ただし、営利的活動を行う団体については適用しません。

(イ) 個人使用に係る基準

免除又は減額の基準

- ア 公的扶助を受けている者が使用するとき
- イ 障がい者(介助員1人含む)が使用するとき
- ウ 町内の幼児、小学生及び中学生が使用するとき
- (ウ) その他町長が特に必要と認めるとき

(2) 手数料減免の原則

使用料と同様、減額・免除制度の統一を図ることとし、減額・免除する範囲は、できるだけ限定します。特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることができるものとします。

(ア) 減額・免除の基準

本町、国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき

法令等の規定により無料で取扱うこととされているとき

公的扶助を受けている者及び天災、病気等により負担が困難な者で減免が必要であると 認めるとき

その他町長が必要と認めるとき

7 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、概ね3年ごとに見直し作業を行うこととします。なお、コストの 変化の推移を知り、コスト削減に努めるため、コスト計算については、毎年行うこととします。

8 その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に 対応することとします。